

令和元年度強度行動障害支援者養成研修（実践研修）開催要綱

1 目 的

自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活において困難が生じている強度行動障害を有する方が安定した日常生活を送ることができるよう、必要な実践的知識と技術を習得し、障害特性の理解に基づく適切な支援を行う職員を養成することを目的に実施します。

2 実施主体

青森県／社会福祉法人青森県社会福祉協議会

3 期 日

令和元年9月19日（木）～20日（金）

4 会 場

青森県水産ビル7階「大会議室」（青森市安方一丁目1-32）

5 対 象 者

青森県において、平成26年度以降に「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を修了した者

6 定 員

100名程度

7 受講申込

- (1) 別紙「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）受講申込書」により、青森県社会福祉協議会福祉人材課あてに「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）受講申込書在中」と明記し、必ず郵送で提出してください。FAXでの受付はいたしませんので御注意ください。
- (2) 受講申込書には、必ず受講申込者の所属する法人の代表者から押印をお願いします。
- (3) 申込の際は、平成26年度以降に修了した「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」修了証書の写しを受講申込書と一緒に提出してください。

8 申込締切日

令和元年8月19日（月）必着

9 受講者の決定

受講申込者全員に受講の可否を通知します。

なお、受講申込者数が定員を上回る場合は、事業所毎の受講者数を勘案の上、優先順位の高い方を優先し、受講者を選考させていただきます。

10 修了証書の交付等

研修の全課程を修了した者には、修了証書を交付します。

ただし、遅刻、早退、その他受講態度が不良であると判断した受講者には、修了証書を交付しない場合があります。

11 受講料

受講料として3,300円を徴収いたします。

受講料は指定の銀行口座に御振込みいただきますが、具体的な納入方法については、受講決定時に通知します。

なお、御振込みいただきました受講料については、欠席した場合であっても返還いたしませんので御了承ください。（その場合、研修資料を送付します）

12 その他

- (1) この研修会は青森県内の事業所を対象とした研修会です。他県からの申込はできません。
- (2) 基礎研修を修了していない方は実践研修を受講できませんので御注意ください。
今年度、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を受講申込している方は、本研修が始まるまでに、修了証書の写しを下記まで郵送またはFAXで提出してください。
- (3) 旅費、滞在費及び昼食等については受講者負担とします。
- (4) 会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関を利用するか、近隣の有料駐車場を御利用ください。
- (5) 御記入いただいた個人情報は、本研修の運営管理の目的のみに使用します。また、委託者である青森県から名簿等の求めがあった際には提出します。

【申込先・問合せ先】

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 福祉人材課

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階

電話：017-723-1391 FAX：017-777-0015

【令和元年度強度行動障害支援者養成研修（実践研修）カリキュラム】

会場：青森県水産ビル7階「大会議室」

	時間	内 容
第1日 9月19日 (木)	09:00～09:30	受付
	09:30～09:45	事務連絡・開講式
	09:45～10:45	【講義】支援を組み立てるための基本
	10:45～12:00	【演習】支援手順書の作成プロセス アセスメントの方法
	13:00～14:30	
	14:30～17:30	【演習】支援手順書の作成プロセス 支援手順書の作成
第2日 9月20日 (金)	08:45～09:00	受付
	09:00～11:15	【演習】支援手順書の作成プロセス 記録の分析と支援手順書の修正
	11:15～12:00	【講義】組織的なアプローチ
	13:00～14:30	
	14:30～15:30	【演習】行動障害と虐待防止
	15:30～16:30	【講義】行動障害のある人の家族の思い
	16:30～16:45	修了証書交付・閉講式

※カリキュラム内容、時間等については、変更が生ずる場合があります。